

補助金等事業概要

補助事業名	佐渡市木造住宅耐震促進事業補助金
補助の区分	事業補助（事業奨励補助）
補助の概要	佐渡市耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の耐震性能の確保を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事等に要する経費に対して補助金を交付する。（関係法令：建築物の耐震改修の促進に関する法律）
補助事業者	市内に所在する個人所有の一戸建て木造住宅を所有し、又は居住する者
補助対象経費	耐震診断及び耐震改修工事等に係る経費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	耐震診断 上限13.6万、全体耐震改修 上限115万、除却 上限30万 部分耐震改修（1回目） 上限70万、部分耐震改修（2回目） 上限45万円 耐震シェルター等設置 上限30万
	○少額（5万円以下）補助金の理由
	安全性に関することであるため、少額の場合でも実施する。
補助率等	耐震診断 10/10、全体耐震改修 1/2、除却 1/3、部分耐震改修 1/2 耐震シェルター等設置 1/2
	○補助率が市単独補助で実質1/2を超える理由
数値目標等	A 数値化
	住宅の耐震化率76%以上（令和7年度末）
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	算出不可
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	平成30年4月1日
見直し時期	令和8年10月1日
補助終期	令和9年3月31日
	○終期の設定が3年を超える場合の理由
	佐渡市耐震改修促進計画を策定しているため。
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段）
	市ホームページ、市公式LINE、市メール配信サービス、市報による。
事業担当	（担当部署） 建築住宅課
	（電話番号） 0259-67-7403